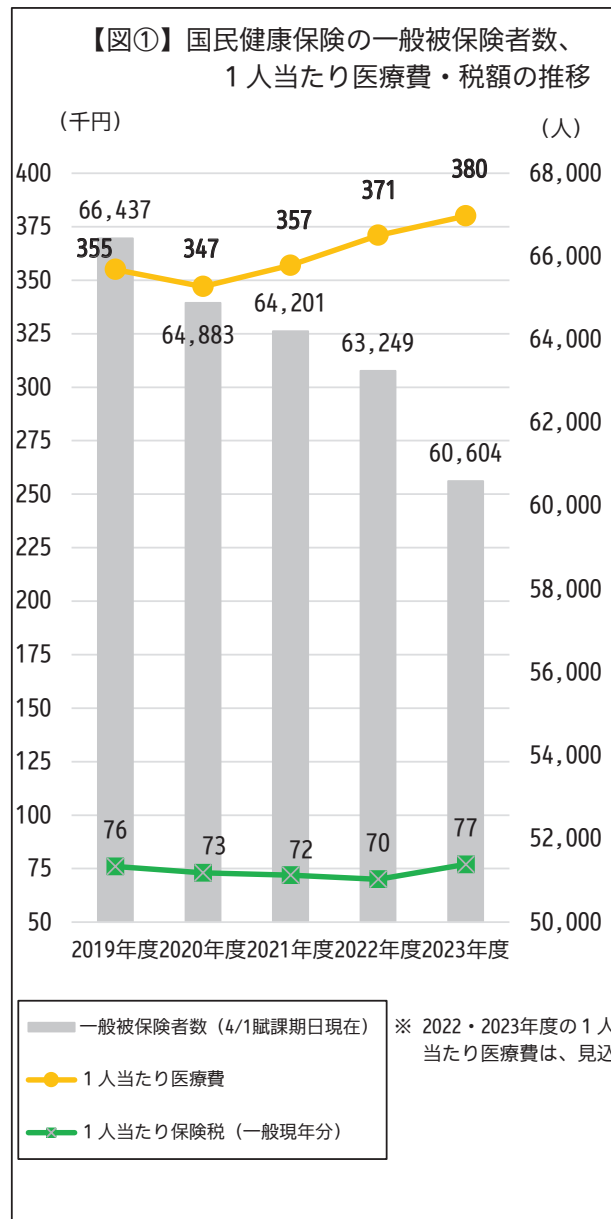
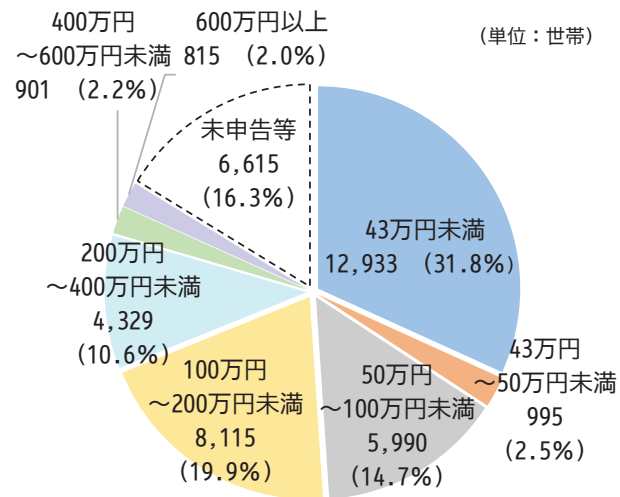


令和5年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について

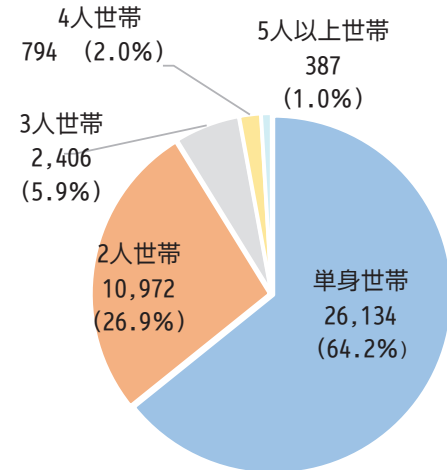
1 本市の国民健康保険の現状について



【図②】2023年度国保加入世帯（全40,693世帯）の2022年所得金額別構成



【図③】2023年度国保加入世帯（全40,693世帯）の人数別構成



【図①】 毎年、被保険者数が減少する一方で、1人当たり医療費が増加

- ◇ 一般被保険者数（4/1賦課期日現在）：2022年度 63,249人 ⇒ 2023年度 **60,604人**（△2,645人）
（主な要因：後期高齢者医療制度への移行者が多いため）
- ◇ 1人当たり医療費の伸び率：約**2.4%**（2018,2019,2021年度 各年度間の伸び率平均）
※2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により約△2.3%
- ※ 未就学児の保険税軽減対象者数：1,193人

【図②】 国保加入世帯の約**69%**が所得200万円未満世帯

- ◇ 所得43万円未満世帯が全体の約**32%**であり、最も多くの割合を占めている
- ※ 均等割・平等割 軽減対象世帯数：23,383世帯（全40,693世帯の約**57%**）

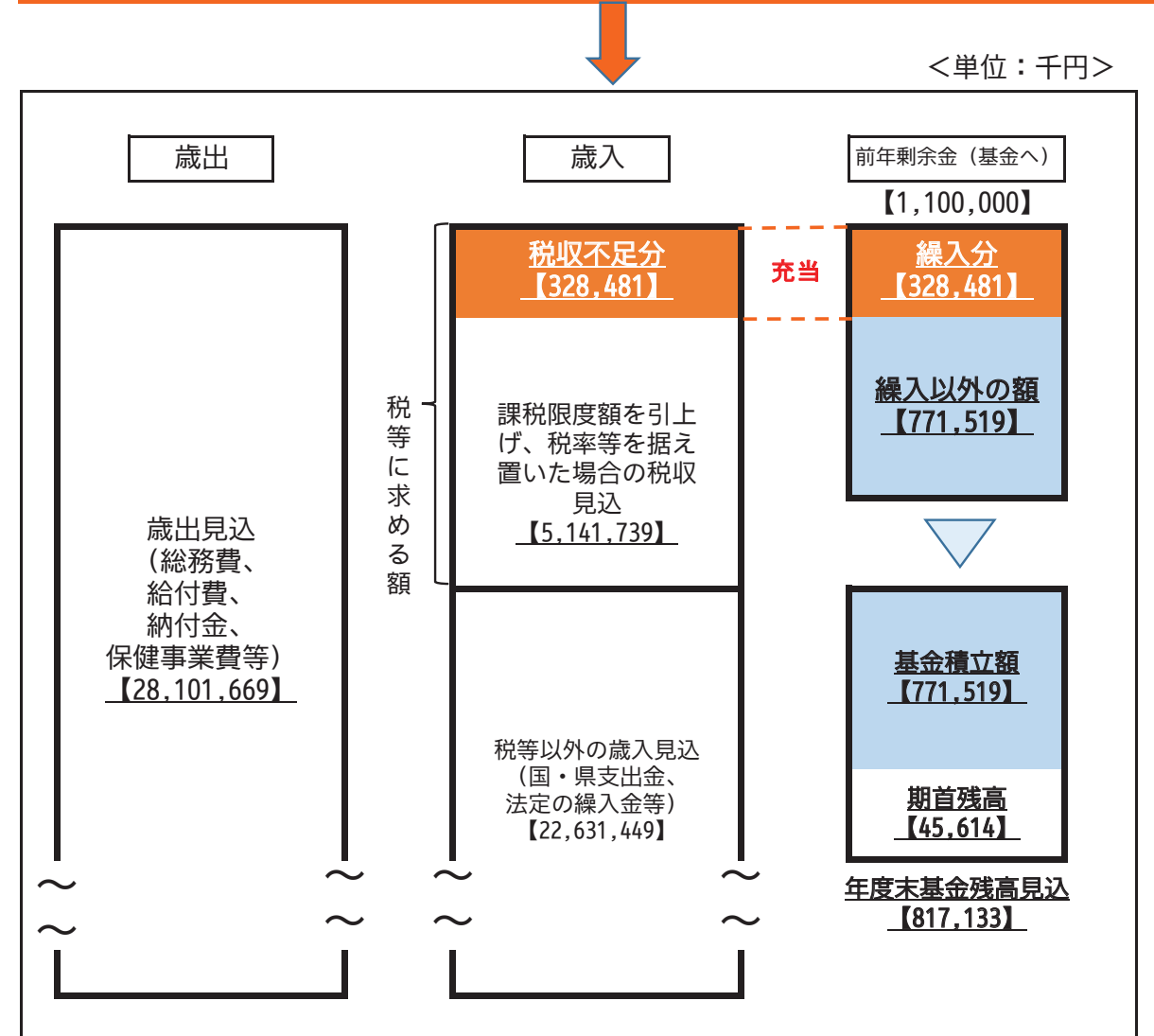
【図③】 国保加入世帯の約**97%**が3人以下世帯

- ◇ 単身世帯が全体の約**64%**であり、最も多くの割合を占めている

2 本市税率等本算定の前提

前提となる内容（課題）

① 本市国民健康保険の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や非正規労働者など所得の低い被保険者が多い ・ 医療費水準が高い
② 福島県の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2029年度（令和11年度）を目標に、県内保険料の統一 ・ 統一後も、決算補填等のため、財政調整基金の保有が必要
③ 本年度の収支見込	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率等を据え置いた場合、前年度剰余金及び財政調整基金を除くと歳入不足が生じる。



⇒ 剰余金については基金に積み立て、税収不足分(328,481千円)に充当するため、基金より繰り入れを行う。

3 本市税率等本算定について

【令和5年度 国民健康保険税率等及び課税限度額（案）】

区分	令和4年度 本市税率			令和5年度 本市税率（案）			増減 (R5(案)－R04)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.30%	2.90%	2.20%	7.30%	2.90%	2.20%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割	23,100円	8,000円	10,500円	23,100円	8,000円	10,500円	0円	0円	0円
平等割	18,400円	6,400円	5,300円	18,400円	6,400円	5,300円	0円	0円	0円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円	650,000円	220,000円	170,000円	0円	20,000円	0円
1人当たり保険料	70,004円			77,525円			7,521円		
モデル世帯（※）	433,100円			433,100円			0円		

※ モデル世帯：3人家族（夫・妻・子） 収入400万円

（1）国民健康保険税率等「据え置き」に係る本算定の考え方

- ① 税率等は、収支のバランスを考慮した上で被保険者の負担増加とならないように**全区分で据え置く**
- ② 据え置きによる税額の不足分は、国民健康保険事業財政調整基金（328,481千円）を繰入れ対応する前年度剰余金については、全額（11億円）を一旦財政調整基金に積立をする。
令和5年度については、据え置きをするために財政調整基金から約3.2億円繰入を行う。
※基金残高 R5期首：45,614千円→R5期末（見込）：約817,133千円

（2）課税限度額

地方税法施行令第56条の88の2の改正に基づき、**課税限度額を法定まで引き上げ**、高所得者へ応能分の負担を求める

項目	課税限度額	限度額に達する収入金額※
基礎課税（医療）分	65万円（据え置き）	1,008万3,000円
後期高齢者支援金等分	20万円→22万円（ 2万円の引き上げ ）	891万8,000円
介護納付金分	17万円（据え置き）	891万2,000円
合計	102万円→104万円（ 2万円の引き上げ ）	

※ モデル世帯：3人家族（夫・妻・子）の場合

【課税限度額引き上げに伴う影響】

- 税額が上がる世帯数：**668世帯**（全世帯である40,693世帯に占める割合：約**1.6%**）
- 調定額への影響：約12,488千円の増

（3）軽減措置の拡大（軽減判定基準の引き上げ）

地方税法施行令第56条の89の改正に基づき、低所得者層の負担軽減のため、軽減判定所得を引き上げる

2割軽減	43万円＋（52万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下 →43万円＋（53.5万円（ 15千円引き上げ ）×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	43万円＋（28.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下 →43万円＋（29万円（ 5千円引き上げ ）×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下→（改正なし）

【軽減判定基準の引き上げに伴う影響】

- 税額が下がる世帯数：227世帯（拡大前と比べ、軽減対象世帯が約**1.0%**増加）
- 調定額への影響：約6,507千円の減
- ※ 軽減を受ける世帯数：23,383世帯（全世帯である40,693世帯に占める割合：約**57%**）

4 今後の対応等

持続可能な国民健康保険の運営のため、国保財政の安定化を図りつつ、2029年度の県内保険料率の統一を見据えて、バックキャストの視点で、税率等の検討のほか、以下の対応を行っていく。

① 国保税収納率の向上 （歳入の増加）	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の勧奨強化 ・累積滞納額の削減推進
② 医療費の適正化 （医療費の抑制 → 歳出の減少）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診勧奨 ・保健指導の推進
③ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な基金残高の確保についての検討（福島県の動向および収支バランスを見ながら、前年度剰余金の積立を実施） ・国や県に対する、財政支援の拡充を要望

※ 標準保険料率
⇒ 県が参考値として市町村ごとに毎年算出

【参考】

市現行税率と本市標準保険料率との比較

区分	本市現行税率			令和5年度 本市標準保険料率※			差 【標準保険料率－現行税率】		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.30%	2.90%	2.20%	6.61%	2.44%	2.24%	△0.69%	△0.46%	0.04%
均等割 （※一人当たり）	23,100円	8,000円	10,500円	27,542円	9,906円	11,045円	4,442円	1,906円	545円
平等割 （※一世帯当たり）	18,400円	6,400円	5,300円	18,424円	6,627円	5,570円	24円	227円	270円